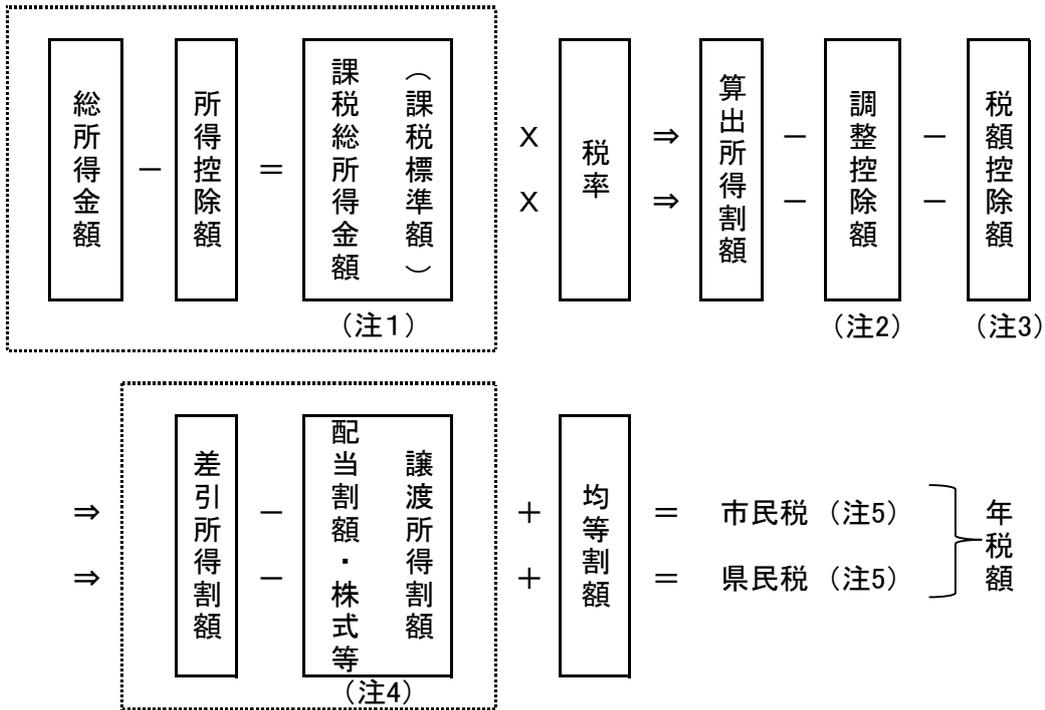


税額の計算方法

市民税・県民税の税額は、次の順序で算出します。  
 (総所得金額のみの場合)



(注1) 1,000円未満は切り捨てます。

(注2) 調整控除額の計算方法については、「調整控除」をご覧ください。

(注3) 市民税、県民税の税額控除は、配当控除と外国税額控除(外国で得た所得について、その国の所得税を納めていた場合)、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除です。

(注4) 所得割額から控除できなかった金額があれば、充当又は還付します。

(注5) 100円未満は切り捨てます。